

第568回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年5月12日(月) 16:56～17:44

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第568回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の1『適正な電力取引についての指針』の改定の建議についてに関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　よろしくお願いいたします。適正な電力取引についての指針、いわゆる適取ガイドラインですけれども、その改定の建議について御説明をいたします。

趣旨にございますように、余剰電力全量の限界費用入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定方法について、先月4月25日に開催しました制度設計・監視専門会合において、御了解いただきました。今般、その御了解いただいた内

容を踏まえまして、適取ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたいと思います。

15行目でございます。経緯です。現行の適取ガイドラインでは、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定に当たっては、判定方法を制定した当時の市場分断率を基に、北海道・東日本・西日本・九州の4つの市場に区分することにしておりますけれども、昨今、需給状況の変化や連系線工事に伴う分断率の上昇など様々な要因によりまして分断率が大きく変化しておりまして、当時の状況とはかけ離れている状況でございます。

こうした点を踏まえまして、昨年10月、それから、今年1月、4月と3回にわたりまして制度設計・監視専門会合で見直しの方向性について議論してまいりました。

見直しの内容については、28行目からになります。現行の適取ガイドラインでは、本則として当時、ほかのエリアと比べて分断発生率が継続して高い連系線を基準に、先ほど申し上げた4市場に区分をしております。具体的には、12か月の移動平均単位で、おおむね10%以上で推移していた連系線の分断率を「高い」としまして、「継続」性については5年間として判断しております。今回、改定に当たりましては、具体的な市場区分を定めるのではなく、そこに記載しておりますように、分断率が「継続して高い」の考え方を固定すると。つまり、「5年間において年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱う」というように整理をしています。

その上で37行目以降でございます。一度に改定した本則を適用しますと、市場区分が大きく変化する可能性があることから、現行ガイドラインと同様に、経過措置を設定することとしています。

48行目のii)に記載しておりますけれども、そこに4つの基準がございます。この4つの基準を満たすことを毎年第3四半期に制度設計・監視専門会合で確認した上で、分断率を算出する際の移動平均期間について、現状の1か月平均から3か月、6か月、12か月と増加をさせて、分断率の継続性の判断についても、まずは1年と設定した上で、2年、3年と増加させていくこととしています。

そして、63行目以降でございます。市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準については、現行ガイドラインでも用いております判定基準を採用します。

本則についてはシェア20%以上、もしくはPSIによって、経過措置についてはシェア50%以上としております。

これらを踏まえた適取ガイドラインの新旧対照表の案が3ページ目から5ページ目にか

けて、そして同一のものが公開資料3—1にございます。

そして、経済産業大臣に対する建議案が公開3—2にございまして、最後、74行目を御覧いただければと思います。今後のスケジュールでございます。本件について、本委員会で御了解いただけましたら、大臣に建議することとしたいと考えております。

そして、毎年対象となる事業者の判定を実施しているのですが、直近の判定は昨年2024年10月でございまして、そのときは今年2025年10月末までの対象事業者として判定しているのですが、仮に今年10月末までに今回の改定を踏まえた適取ガイドラインの施行がもし間に合わない場合には、新たな基準の下、改めて判定するまでの間は、昨年10月の対象事業者を据え置くということにしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について」に関しまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○下津取引監視課長 では、「電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について」、右上、公開4とあります資料に基づきまして御説明をいたします。

資料は8行目以下でございます。冒頭、四角の中、(趣旨)でございます。小売電気事業、それから、ガス小売事業における取引環境の変化などを踏まえまして、3月、4月の制度設計・監視専門会合で、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置の在り方

について検討を行いました。

制度設計・監視専門会合での検討を踏まえまして、当委員会から経済産業大臣に対しまして、所要の制度的措置を図るよう建議することについて御審議いただきたいということでございます。

どのような建議を考えているかということでございますけれども、2点ございまして、まず11行目以下、1点目でございますが、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法についてでございます。

既に御案内のとおり、小売電気事業者は電気の小売供給契約を締結しようとするとき、そして締結したときは、必要な書面を交付する義務がございます。ただし、需要家の承諾があれば、その書面の交付をウェブとかメールとかの電磁的方法で行うことができるとされております。

需要家の承諾の方法につきましては、規則で定められているのですが、12行目以下でございます。昨年でございますが、需要家が電話口で承諾した旨を録音する方法で承諾を取得していた小売電気事業者がおりまして、実はそのような承諾の方法は規則で認められている承諾の方法ではございません^④で、そのような方法は今後しないようにと、該当する事業者に対しまして行政指導を行ったということがありました。

15行目以下でございますが、需要家が電話口で承諾した旨を録音する方法が認められないということは、ガイドライン等で明記されていないものですので、それを電気、そしてガスのガイドラインに明記したほうがよいと考えまして、本年4月に開催された制度設計・監視専門会合で御検討いただいたということでございます。

その検討を踏まえまして、21行目以下でございますけれども、そのような明記をするよう、経済産業大臣に対して建議をさせていただきたいというのが1点目でございます。

具体的な改正内容でございますが、シンプルでございまして、公開の4-1というスライドを用いて説明させていただきます。6枚目まで参ります。こちらは4月の制度設計・監視専門会合で使用させていただいたスライドでございますけれども、今、映しておりますスライドの赤字のところでございますが、「需要家の承諾を得る方法」というところで、「なお」といたしまして、「電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない」と追記してはどうかと考えております。

こちらは電気のガイドラインでございますけれども、ガスについても同様に改正してはどうかと考えているところでございます。

2点目でございますけれども、このままこのスライドを用いて説明させていただきます。スライドの12枚目でございます。ガス開栓に係る取引環境の整備についてということでございますが、こちらはいわゆる後追いスイッチングに関するものでございます。

スライド13枚目でございます。ガスの開栓期間に関しましては、需要家からの申込みからガス開栓までに要する期間が、ガス小売事業者によって必ずしも同じではないこと、また、特にいわゆるワンタッチ供給を利用するガス小売事業者については、時間を要している場合があるということを踏まえまして、本年3月、4月の制度設計・監視専門会合で、ワンタッチ供給を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するために、「適正なガス取引についての指針」を見直す方針について御検討をいただきました。

スライドは14枚目でございます。制度設計・監視専門会合では、具体的見直し案について、例えばスライドの1ポツ目でございますけれども、「ワンタッチ卸事業者が標準処理期間を示す形としてはどうか」ですとか、「ワンタッチ卸事業者はバッファの削減をすべきということを原則として記載してはどうか」といった御意見を委員の方々からいただいたところでございます。

我々事務局としましては、契約条件が当事者の協議に委ねられていることと、処理の速度等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素になっていること等も考えまして、事業者間の協議事項だろうと考えられるところをあまり具体的に記載するよりも、あくまでワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要であろうと考えているということを申し上げまして、最終的にはスライドの16枚目でございますが、このような形で改正してはどうかということで御了承いただいたところでございます。

適正なガス取引についての指針に、今、映しておりますスライドの四角で囲んでいる部分の「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進」と太字で書いているところがございますが、その太字以下の部分を追記してはどうかというものでございます。

1パラ目で、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある、という実態を記載した上で、2パラ目で、こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう

要請があった場合には、卸売事業者は、誠実に対応することが望ましい、と記載したいと考えております。

この2つの内容につきまして、経済産業大臣に建議をさせていただけないかと考えているところでございます。

実際の建議文は、公開の4―2でございます。頭紙で別添のとおり建議しますとしまして、別添のほうで先ほど申し上げた改正内容を記載しているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「電力・ガス取引監視等委員会における『中期方針(2024年度～2026年度)』及び『機能強化方針』のフォローアップ(案)」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長 それでは、資料5―1、5―2、5―3を用いまして、昨年6月に策定いただきました監視等委員会における「中期方針」、「機能強化方針」のフォローアップについて報告いたします。

まず、「中期方針」からでございます。

まず、「組織における専門性の強化を目指す」点でございます。

24年度の取組に関しましては、監視機能を強化していくために、経験のある弁護士、エネルギー分野の監査経験がある公認会計士、DX等の専門的な知識を有する方の新規採用を行ったところです。

また、将来的な人事交流の可能性につきまして、関係機関とも意見交換を実施したとこ

ろでございます。

さらに、欧米のエネルギー規制機関の取組も参考とすべく、後ほど申し上げますが、「機能強化方針」を策定いたしまして、その方針の下、組織の専門性強化に向けた取組を進めたところでございます。

25年度以降の取組でございます。引き続き、外部人材の確保に努めてまいります。関係機関との人事交流に関する意見交換や「機能強化方針」に基づき、監視等委員会事務局の新規着任者や地方経産局の監視室の職員の専門性強化につながるような研修や実地トレーニングを進めてまいります。

続きまして、電力・ガスの小売事業に関する監視・審査方法の強化、効率化でございます。

24年度の取組でございます。2020年度の冬に発生いたしました電力市場価格の高騰では、需要家の保護や社会的負担の抑制が大きな課題になったことを踏まえまして、小売電気事業の事業開始後に、事業運営の状況をセルフチェックできる「リスク管理体制の運用状況」や「資金の概況」を国に定期的に報告する仕組みに関する建議を行ったところです。

また、報告様式のD X化に向けた開発ですとか、45行目、小売電気事業者などが提供されているサービスや料金メニューの多様化が進んできたことを踏まえて、国への定期報告の効率化、効果的な監視を行うための所要の建議も行ったところでございます。

さらに、49行目です。監視等委員会のホームページで公表している消費者向けQ & Aの再精査、また契約を行う際に注意すべきポイントを定期的に情報発信することや、消費者向けの情報発信のホームページを整備したところでございます。また、消費者からの問合せに速やかに対応するべく、チャットボットの開発を24年度に行ったところです。

25年度以降の取組に関しましては、小売電気事業者などの定期報告に関しまして、D X化を進め、提出者の負担軽減と監視の効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、63行目、消費者からの問合せに対応するチャットボットの運用を4月から開始したところです。

67行目以降、卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す、についてです。

24年度の取組に関しましては、電力市場監視システムの機能改修、Power BIの導入、弁護士などの専門的な知識を有する外部人材の採用を通じて、卸取引市場に対する監視の機能を強化し、相場操縦事案に関する詳細な調査を進め、業務改善勧告を行うに至りました。

また、78行目です。先物取引の拡大を踏まえまして、市場間相場操縦の監視を強化する

ため、海外の取引所との間でMOUを締結し、定期的取引データを受領しながら分析を行っているところです。

82行目です。24年5月の制度設計専門会合におきまして、日本卸電力取引所の監視機能・体制の強化を促したところです。10月にエネ庁の審議会におきまして、JEPXから監視室の独立などを含めた体制強化の方針について表明がなされたところです。

86行目、その他の関係審議会におきまして、ヘッジ会計の検討会や同時市場に関する検討会などにオブザーバー参加いたしまして、電力の適正な取引の確保の観点、監視をしっかりと行っていく観点から必要な検討に協力したところです。

93行目、25年度以降の取組に関しては、引き続き、監視業務の精緻化・効率化を図ってまいりたいと考えております。

108行目、「同時市場に関する検討会」にも参加して、同時市場における市場監視の在り方についても検討を行ってまいります。

112行目以降、卸売取引における内外無差別の適正化を目指す、についてです。

24年度の取組に関しましては、23年度に契約した相対取引に関する内外無差別な卸売等に係るフォローアップを行いまして、北海道エリアをはじめ、7エリアにつきまして、現時点で内外無差別な卸売が行われていると評価したところでございます。

また、これまでの制度設計専門会合などにおける議論を整理する観点から、25年3月に「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を策定・公表したところです。また、内外無差別な卸売に関する子会社の対象外電源の考え方、内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給についても整理したところです。

127行目、オブザーバーで参加しておりますエネ庁の審議会における、電力システム改革における議論の中で、解除基準の見直しを含む経過措置料金の在り方の検討にも協力したところです。沖縄の高圧規制料金の解除につきましては、エネ庁審議会における議論を踏まえまして、3月に電取委として解除に関する意見を整理したところです。25年度以降の取組に関しては、引き続き、電気事業を取り巻く様々な状況変化に応じながら、必要に応じて所要の検討を行った上で評価の考え方を見直してまいります。

続いて、139行目、託送料金の適正性の確保でございます。

24年度の取組でございますが、第1規制期間の初年度であります23年度の期中評価、送配電効率化ワーキングにおきまして、事業者の効率化の取組状況のフォローアップを行ったところです。

また、送配電効率化ワーキングでは、一般送配電事業者の効率化の取組について、マクロ、ミクロ的な検証を実施したところです。加えまして、統計査定に関する課題を検証するため、モデルケースを用いながら各送配電事業者の工事の費用分析を行ったところです。

154行目、発電側課金につきましても、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に関するアンケート・ヒアリングを実施いたしまして、その結果、「発電事業者が小売電気事業者に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されませんでした。

25年度以降の取組についても、料金査定の精緻化の検証などを踏まえながら、必要に応じて、レベニューキャップ制度の取扱いについて検討してまいります。

送配電効率化ワーキングにおきましても、効率化計画の取組状況を取りまとめ、各社のミクロ的な検証の水平展開の実施状況を確認してまいります。

発電側課金につきましても、2025年度、アンケート・ヒアリング調査により、引き続き状況の確認を行ってまいります。

169行目、需給運用に関する監視機能の強化でございます。

24年度から需給調整市場で全商品の取引が開始されました。当初、入札が少なかったところもありますので、応札量の増加を促進するとともに、事業者の適切な入札を促す観点から、価格規律などについて議論・検討を行っていただきました。議論の結果、24年12月に起動費の事後精算、価格規律の明確化を含めた需給調整ガイドラインの改定について大臣に建議を行ったところでございます。

また、監視の効率化、高度化に関しまして、開発ツールの開発、Power BIの活用による可視化、データを共有できる体制を構築したところでございます。

25年度以降におきましても、引き続きガイドラインに基づきまして、市場監視に取り組んでまいります。

続きまして、不正事案に関するフォローアップの徹底でございます。

24年度、電力カルテル事案につきましては、23年8月から1年間を「集中改善期間」として、フォローアップを4回実施いたしました。24年9月の会合では、各社が提出した業務改善計画に基づきまして、改善に向けた取組が着実に実施されていることを確認し、各社も今後しっかり継続的に改善に取り組んでいくことをコミットいただきましたので、この事案に対するフォローアップは終了としたところです。

209行目、ガス談合事案です。24年6月に東邦ガス、中部電力ミライズに対して業務改

善命令を行うよう大臣に勧告いたしました。その後、両事業者から改善計画が提出されまして、社内ルールや体制整備、研修など、改善計画に沿ったものとなっているかどうかフォローアップを実施したところでございます。

その他、214行目、関西電力送配電14社における情報漏えい事案についても、23年5月から1年間を集中改善期間として、合計4回モニタリングを行ったところでございます。再発防止に向けた取組状況を採点いたしまして、6月の制度設計専門会合におきまして採点結果を報告・公表したところです。

218行目、東電P Gなどにおける情報漏えい事案について、7月から1年間を集中改善期間とし、内部統制の強化などのモニタリングを実施したところです。

その他、情報漏えい事案を踏まえまして、一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正の建議などを行ったところでございます。

25年度以降の取組でございます。ガス談合事案については、引き続き、フォローアップを行って、しっかり（取組状況の）確認を行ってまいりたいと考えています。

最後に、241行目以降、国内外の関係機関との連携強化でございます。

24年度、事務局とJ E P X、エネ庁、広域機関などとの間で連携強化を図ってきたところです。

また、251行目です。12月に国際エネルギー規制機関連合に加盟いたしましたし、その他、国際会議へも参加し、各国の規制機関と意見交換を行ってきたところです。

25年度以降の取組に関しては、引き続き、関係機関との情報共有、連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料5—2、「機能強化方針」のフォローアップでございます。

まず、組織における専門性強化でございます。

24年度の取組、先ほど申し上げましたように、弁護士や公認会計士、D X人材などの専門的知識を有する外部人材を採用したところでございます。

また、7月には、電取委設立後初めて、事務局及び経産局の職員を対象とした担当官研修を行ったところでございます。

さらに、若手職員の知識・能力の向上を図っていくため、若手人材育成プログラムを立ち上げまして、有識者や事業者、関係職員による電力システム改革に関する講義、発電所の現地視察などを行ったところでございます。

また、33行目です。競争促進や消費者保護のルールづくりに関する詳細設計について、

制度設計専門会合で御議論を行っていただいておりますが、ＩＴガバナンスを含めた監視強化についても御議論いただくため、「制度設計・監視専門会合」へ改組しております。

37行目、25年度以降の取組でございます。

引き続き、組織の専門性を強化していくために、外部人材の確保に取り組んでまいります。

また、事務局の新規着任者や経産局の職員の専門性強化につながる研修、実地トレーニングを実施してまいります。若手人材育成プログラムについても行ってまいります。

続いて、45行目、市場監視、料金査定に関するシステムのＤＸ・ＡＩ化の推進でございます。

24年度の実施でございますが、今後の工程表を作ることになっていきますので、資料５－３、工程表を策定しております。25年度以降、この工程表に基づきまして、市場監視、料金査定に関する効率化、高度化に向けた検討を行ってまいりたいと考えています。

続いて、66行目です。適切な予算措置・執行でございます。

77行目以降、24年度の実施ということで、大手電力会社による不正閲覧事案を受けた監視強化策として、不適切なアクセスがないか分析を行ったところでございます。

また、25年度以降も外部機関を活用しながら、システムへの不適切なアクセスによる情報漏えいがないかどうか、しっかり監視、分析を行ってまいりたいと考えております。

組織における権能の在り方でございます。97行目です。

24年度は、6月に複数の業務改善命令や業務改善勧告の事案が発生いたしました。いずれの事案におきましても社内の体制強化を図っていくことが重要で、権能の強化を検討しなければならない状況には至っていないと考えております。

25年度以降の実施としては、今後発生する法令違反の内容や業務改善命令など、現行の法令が想定している措置の抑止力としての効果などを踏まえながら検討してまいりたいと考えています。

最後、他機関との有機的な連携でございます。

先ほど申し上げましたように、昨年12月に国際エネルギー規制者機関・ICERへの加盟が承認されたところでございます。

そのほか、事務局、エネ庁、ＯＣＣＴＯなどとの間で情報の共有、連携強化を図っているところでございます。

25年度以降につきましても、海外の規制機関との連携、国内の関係機関との情報共有、

連携強化をしっかりと図ってまいりたいと考えています。

151行目、その他でございます。電取委として、重要なステークホルダーと相互理解、信頼関係を高めていくための取組でございます。

24年度は、関係機関との相互理解を図っていくため、電取委の研修にO C C T Oの職員にも参加していただきました。また、情報発信をしっかりとやっていくということで、審議会の資料などの定期的な更新に加えまして、発電側課金など、トピックに関しても情報発信を行ったところでございます。海外への情報発信についても、年次報告の英語版や一部プレスリリースの英訳を掲載するなど、海外向けの広報にも取り組んできたところでございます。

また、消費者庁や国民生活センターと連名で、電気、ガスの契約の際に気をつけるべきポイントについて、ホームページやSNSへの情報発信を行ったところです。

25年度以降につきましても、引き続き関係機関との連携強化、情報発信などに努めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

中期方針及び機能強化方針のフォローアップ（案）につきまして御説明をいただきました。この御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

それでは、村松委員からどうぞよろしくお願いいたします。

○村松委員 村松です。御説明ありがとうございました。年間を振り返ると、随分多くの取組をされていたというのを改めて感じました。私から2点申し上げたいと思います。

1点目は、DX化、AIの活用の取組についてです。こちらの電取委の事務局業務の効率化に資する話ですし、事業者からの報告に当たっても効率化が進められる内容ですので、ぜひ今後も積極的に進めていただければと思います。

一つ、資料5－1の49から56行目辺り、小売事業者のホームページの継続的な確認をしていますというのがあったと思います。件数が非常に多いので、もう既にやっていらっしゃるかもしれませんが、一ページ一ページ人の手で見るのはなかなか難しいので、例えばAIでキーワード検索して、不適切な件を抽出して、怪しいものをより時間をかけて見に行くというような形での効率化が進めていければ、事務局の方のかかる時間も随分減るのではないかと思います。

もう一つ、監視等委員会のホームページで情報発信の整備、私も改めて拝見いたしまし

て、たくさん情報発信がされている、分かりやすく伝えるという工夫が随分されているものだと確認いたしました。

私が所属しております法人でも、マーケティング部署でホームページの閲覧を分析しており、ページごとの閲覧件数や、サムネイルとかタイトルタブのつけ方、キーワードの設定の仕方とか、事細かに指導を受けていますこういった点がホームページの使いやすさにつながっていきましますし、閲覧件数が上昇すれば設置目的に合致することになると思うので、そういった専門性を持っている方、外から一時的に契約してアドバイスを受けるというやり方もあるかもしれませんが、そういった利用も必要かなと思った次第です。

もう一つ、資料5—2の④組織における権能の在り方、97行目から後ぐらいのところを拝見していて、私の記憶が定かではないので、確認させてください。諸外国の規制機関と比較して、日本の監視等委というのが権能に差があるという点です。日本ではあまり厳しくはないということとあって拝見しました。これはもっと厳しくすべきであると、何か懸念されるような事案があったので上げていただいていたのでしょうか。権能がそれほど厳しくないというのは、裏を返せば日本の事業者は倫理観が高く、現状の監視、指導の方法でも十分、適正に従うだけの力があるので、そこまで強化して厳しく取り締まる必要もないということなのかと思ったりもしたのです。なので、何か懸念されるような事案があって、それを中心に今後もよく見ていきますということなのかどうかということを教えていただければと思います。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問がありましたので、事務局からよろしく願いいたします。

○田上総務課長 村松委員、御質問いただき、ありがとうございます。

事務局としては、ここに書いてありますが、現行の電気事業法に基づく業務改善命令や勧告の内容を踏まえて、しっかり事業者の方々が対応していただけたと考えておりまして、それを踏まえて、それより悪質な事案が出てくればまた考えることになるかと思いますが、まだそういった事象になっているとは考えていませんので、我々としてはこれ以上厳しくする必要はないと考えています。

○村松委員 ありがとうございます。私が感じていたのと同じようなお話だったので、安心しました。ありがとうございます。

○横山委員長 新川事務局長からお願いいたします。

○新川事務局長 村松委員、ありがとうございました。

先ほどのD X化、A I活用のところでございますけれども、ホームページの閲覧数等はしっかりと我々のほうでも分析をしております、どういうページが見られているのかということについては認識してやらせていただいております。さらなる改善が図れないかということについては、引き続き努力してまいりたいと思っております。

あと、諸外国の規制機関との比較の権能につきましては、先ほど田上課長からお答え申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして岩船委員からよろしく願いいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。私は、D X人材の補強の部分について伺いしたいと思います。

この補強というのがどの程度のボリュームのもので、かつ電取のD X化において、例えば全体的な構図を大きく見直すような話なのか、それともホームページの充実というようなレベルの話なのか、あとは個別のツールの自動化みたいなところに貢献する話なのか、その辺り。もっと根幹的にD X化を本気で進めるレベルなのか、中レベルなのか、どの辺りを狙ったD X化なのか、お話しできるレベルで結構ですので、教えていただければと思いました。基本的には、私は構造的にもう少し抜本的に見直してもいいかなと思っているということです。意見としてはそういうことです。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

○田上総務課長 岩船委員、御指摘いただきまして、ありがとうございます。

委員から御指摘いただいたとおり、構造的に効率的な監視や事業者の負担軽減を図っていくために、業務全体をD X化して、より効率的にしていくことは必要だと私どもも考えています。

一方で、D X人材、今、世の中、A Iやいろいろな分野で取り合いになっておりまして、私ども、人手の確保になかなか苦慮しておりまして、そういった中で、まず当面としてやっていきたいことは、委員が御指摘いただいた個別ツールの開発、データの分析などをしっかりやっていくところから始めていきたいと考えております。

以上です。

○横山委員長　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○岩船委員　ありがとうございました。ただ、視野としてはぜひ大きく持っていただきたいと思いました。当面はそうなると思うのですけれども、よろしくお願いします。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

御意見ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（2024年度）について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　それでは、資料6「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（2024年度）について」、御報告をいたします。

活動状況につきましては、電気事業法66条の16に基づきまして、毎年、その事務の処理状況を公表することとされております。

まず、報告の構成、概要でございます。時間がかかりますので、概要で説明をさせていただきます。

16行目から電力の小売・卸取引に関する取組でございます。

小売電気事業、小売供給の登録について、でございますが、25年3月時点で小売電気事業761件、小売供給38件となっております。

電力取引報の公表や、各相談窓口への対応を行っております。

また、30行目です。小売取引の監視でございます。

電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行った事業者に対する指導を行ったところです。具体的に幾つか御紹介いたしますと、契約番号の提供遅延に関する業務改善勧告や一般送配電事業者の名前を冠にした料金プランを誤認させるような情報提供、そして先ほど下津課長からありました、(法令で)認められていない電話で需要家が承諾

した旨を録音しているといった事案に対して指導を行ったところでございます。

36行目、みなし小売電気事業者7社に対するフォローアップでございます。

7社の小売供給約款、規制料金の変更認可に関しまして、24年度の調達効率化のための各事業者の取組について、フォローアップをしたところです。

また、小売供給約款の算定規則などの審査ルールに関しまして、所要の改正を大臣に建議したところです。

43行目、1.6. みなし小売電気事業者に対する監査でございます。

対象事業者10社のうち、1社に対して所要の指導を行ったところです。

53行目から電力市場の監視でございます。

スポット市場の監視を通じまして、相場操縦に該当する事案があったことから、事業者に対して業務改善勧告を実施しました。

59行目からベースロード市場2024年度のオークション監視の結果でございます。ガイドラインに照らして、問題となる事例は確認されませんでした。23年度に受渡しが行われた2022年度のオークションの実績との乖離につきましては、事業者に注意喚起を行ったところです。

65行目、容量市場に関しましては、2024年度のメインオークション、追加オークションの監視の結果、いずれも事前監視におきまして、売り惜しみに関する指摘を行ったところです。また、追加オークションの事後監視において、問題となる事例を確認したところです。

69行目、長期脱炭素電源オークションに関しましては、応札価格に含めることが認められていない項目について、事業者には通知を行ったところです。（事業者に対する事務局からの）通知を反映して（事業者にて）再算定された価格は、適切に算定されていることを確認したところです。

76行目から発電・小売間の不当な内部補助の防止でございます。

内外無差別な卸売のコミットに基づく評価の考え方について取りまとめた文書を25年3月に公表しております。

また、子会社が所有する電源の内外無差別な卸売に関する考え方、エリア内供給制限を付与する場合の評価の考え方について整理を行ったところです。

続きまして、84行目から送配電分野に関する取組でございます。

一般送配電事業者及び特定関係事業者による情報漏えい事案に関しまして、集中改善期

間におけるモニタリングにより確認した再発防止に向けた取組状況の採点結果を公表しています。また、新たに事案が判明いたしました東京電力パワーグリッドなどに対して業務改善勧告、業務改善指導を実施したところです。

一般送配電事業者等に対する監査を行い、13社のうち5社に指導を行いました。

100行目、レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価、東京電力パワーグリッドにおける2023年度の廃炉等負担金の確認でございます。

レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の23年度の期中評価を実施いたしました。

また、東京電力パワーグリッドにおける23年度の廃炉等負担金の確認について、約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を大臣に回答しております。

108行目、調整力の調達・運用状況の監視、効率的な確保に関する検討でございます。

一般送配電事業者が行った調整力の公募調達について監視を行いまして、専門会合に報告をしております。

また、115行目、インバランス料金の運用状況の監視でございます。

補正インバランス料金の上限値であるC値、D値、累積価格閾値制度の導入について議論・検討をいただきました。

続きまして、125行目から送配電効率化ワーキンググループの開催、発電側課金の運用でございます。

ワーキングを開催いたしまして、一送の各部門や主要設備ごとの効率化の取組について御議論いただきました。

発電側課金につきましては、発電事業者から小売事業者への転嫁に関するアンケート・ヒアリングを実施したところでございます。

また、131行目です。局地的な電力需要の増加に関しまして、データセンターやEVなど、局地的な電力需要増加を送配電ネットワークが機動的かつ円滑に受け入れるための課題や方策を整理するため、研究会を開催して報告書を取りまとめたところでございます。

136行目からガスの小売・卸取引に関する取組でございます。

ガスの小売事業の登録申請の審査でございますが、簡易ガスを含めて1,330件となっております。

その他、ガス取引報の公表や相談窓口への対応、小売取引の監視などを行っているところでございます。

154行目から監査でございます。

対象事業者4社ございますが、指導に至るような事業者はいなかったということでございます。

続いて、ガス導管事業に関する取組でございます。172行目です。

一般ガス導管事業者などの業務実施を監視いたしまして、一般ガス導管事業者において、都市ガスの使用量のデータの通知遅延が発生しましたので、所要の指導を行ったところでございます。

一般ガス導管事業者等に対する監査でございます。

対象事業者257社のうち、69事業者に所要の指導を行ったところでは。

189行目、熱供給事業に関する取組です。

登録件数は25年3月末で73件となっております。

最後に、広報、紛争処理でございます。

ホームページなどを通じて、広報、消費者対応を行っているところです。

また、205行目、紛争処理です。

あっせんの申請は1件でございました。こちら不実行となっております。苦情の申出に関しては1件ありまして、処理を行ったところでございます。仲裁の申請はございませんでした。

209行目、監視等委に関する組織検証を行いまして、取りまとめを昨年6月に公表したところです。

資料7に基づいて、昨年の活動状況の修正でございます。

2024年度の活動状況を作成していく過程におきまして、23年度の年次報告で苦情の申出の件数に誤りがありましたので、修正をさせていただきたいと思っております。

昨年の年次報告では、「仲裁の申請、苦情の申出はなかった。」ということでございますが、2件の苦情の申出がございました。事務局にてしっかり確認ができていなかったことが原因ですので、何を確認すべきかといったフローチャートをしっかり作成することや、また、関係職員を初期の段階から~~（議論に）~~関与させるといった再発防止を講じてまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、2024年度の活動状況と2023年度の修正の2件につきまして御報告いただきま

したけれども、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

武田委員からどうぞよろしくをお願いいたします。

○武田委員 ありがとうございました。内容に異存はないです。資料7、今、表示していただいていますけれども、事前説明のときに気づけばよかったのですが、修正していただいている箇所で、「仲裁の申請の申出はなかった。」となっているのですけれども、冗長ですので、「仲裁の申請はなかった。」でよいのではないかと思います。先ほど公開の資料6を御説明いただいた中では、「仲裁の申請はなかった。」となっていましたので、そちらとの平仄を合わせるという意味でも、「の申出」は取ったほうがよいのではないかと思います。

以上です。○横山委員長 どうもありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○田上総務課長 御指摘いただきましてありがとうございます。修正いたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、2024年度の活動状況につきましては、先ほどの事務局案のとおり公表することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり電力・ガス取引監視等委員会の活動状況の報告書（2024年度）を公表することといたします。

それから、資料7の活動状況の2023年度版の修正につきましては、先ほど武田委員からありましたので、修正させていただこうと思います。よろしいでしょうか。

(異論：なし)

どうもありがとうございました。御承認いただいたということにさせていただきます。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

事務局から1点お伝えいたします。

本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどよろ

しくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——